

補助対象となる経費区分と内容

経費区分	内容
(1) 事務所等の改築費	市内の店舗または事務所の開設に伴う工事費用 (住居部分を含む場合は、店舗・事務所部分に係る部分のみ対象)
(2) 設備及び備品、事業用車両の購入	機械装置、工具・器具及び備品、社用車の購入費用 ※ 車両の購入においては商用であることが明示的な場合のみ対象 (安易に取り外しのできないステッカー等で社名・屋号・商号等を表示する等)
(3) 広告宣伝費	顧客獲得に向けた HP 作成、パンフレット・チラシ作成、情報誌掲載料等にかかる費用
(4) 試作費	新たな商品開発、サービスの試作にかかる費用
(5) 研修費	創業に関するセミナー等への参加費、調査、研究費、販路開拓等に要した交通費用及び宿泊費用
(6) マーケティング調査	市場調査に必要な費用
(7) 委託費	事業を開始するにあたり、必要な業務の一部を第 3 者に委託する際に支払われる費用
(8) 謝金	事業を開始するにあたり、必要な専門家等に謝礼として支払われる費用